

岩国市団体旅行支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人岩国市観光協会(以下「観光協会」という。)が実施する。岩国市団体旅行支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている市内の観光事業の早期回復を図るため、岩国市への市外からの団体旅行を企画する旅行者に対し、旅行料金の一部を予算の範囲内で補助し、滞在型観光を促進することを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業の内容及び補助金の交付額は次のとおりとする。

(1) 対象事業者

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ日本国内の事業所であること。

(2) 対象事業

次の要件を全て満たすこと。

- ① 次のⅠ(宿泊)又はⅡ(日帰り)の条件を満たす旅行にすること。
 - Ⅰ(宿泊) 岩国市内の宿泊施設にて同日に一泊以上
 - Ⅱ(日帰り) 岩国市内の店舗等で同日に一人あたり1,000円以上(税込)の昼食をとり、かつ市内滞在時間が2時間以上(昼食時間を含む)
- ② 団体の構成人数は10名以上であること。
(乗務員・添乗員は、構成人数から除く。)
- ③ 旅行の出発及び帰着は岩国市外とする。
- ④ 令和3年7月1日から令和4年2月28日までに岩国市に滞在または宿泊する旅行であること。
- ⑤ 『旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン』を遵守すること。
- ⑥ 次のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。
 - (ア) 企画された旅行が公序良俗に反する内容であると判断されるもの。
 - (イ) 発注元が宗教・政治的活動を目的とする団体。
 - (ウ) その他、観光協会会長(以下「会長」とする。)が不適当と認めるもの。

(3) 補助金の交付額

I (宿泊) 岩国市内の宿泊施設にて同日に 10 人以上が 1 泊以上	50,000 円
II (日帰り) 岩国市内の店舗等で同日に 10 人以上が一人あたり 1,000 円以上(税込)の昼食をとり、かつ市内滞在時間が 2 時間以上(昼食時間を含む)	30,000 円

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、出発日の 14 日前までに補助金交付申請書（（別記）様式第 1 号）及び関係書類を会長に郵送等で提出するものとする。

なお、電子メール・FAX による申請は受け付けない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金を交付することを決定(以下「交付決定」という。)したときは、補助金交付決定通知書（（別記）様式第 2 号）にて通知するものとする。
- 3 補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（（別記）様式第 3 号）にて通知するものとする。

(事業の変更・中止申請)

第 6 条 補助事業者は、交付決定を受けた後、事業の内容を変更、又は中止する場合は、速やかに補助金変更・中止申請書（変更→（別記）様式第 4 号、中止→（別記）様式第 6 号）を提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 前項の場合において、会長が変更又は中止を承認したときは、補助金変更・中止承認書（変更→（別記）様式第 5 号、中止→（別記）様式第 7 号）にて通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 補助事業者は、事業終了後14日以内に補助金実績報告書((別記)様式第8号)に以下の書類を添付し会長に郵送等で提出するものとする。

(1) 添付資料

- ① 旅行の全行程がわかる資料
- ② 宿泊・昼食施設等が発行する岩国市団体旅行支援補助金宿泊・昼食証明書((別記)様式第9号)、又は領収書

なお、期限までに提出されない場合は、補助金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

(補助金交付額の確定)

第8条 会長は、実績報告が適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書((別記)様式第10号)にて補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金の請求に使用する書類は、(別記)様式第11号とする。

2 会長は、前項の請求があった場合、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第10条 補助金の交付決定後、若しくは補助金額の確定後においても、申請または報告内容に虚偽があった場合は、会長は当該交付決定を取り消すこととし、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めることとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年8月30日から施行する。